

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月29日（平成28年（行情）諮問第448号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第289号）

事件名：海上自衛隊報達版目録等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『海上自衛隊報目録』2015年10～12月末までに発行された各号（ただし人事版は除く）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、以下に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 海上自衛隊報達版目録

文書2 海上自衛隊報通達版目録（第1分類）

文書3 海上自衛隊報通達版目録（第4分類）

文書4 海上自衛隊報通達版目録（第5分類）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年4月15日付け防官文第8157号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、紙媒体の特定を求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書につき、紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年4月15日付け防官文第8157号により、法9条1項の規定に基づく開示決定（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、海上幕僚監部の担当者が表計算ソフトで電磁的記録として作成したものであり、当該文書の保管はパソコン内にフォルダを作成

し、その中に格納することにより行っている。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記2のとおり、パソコン内にフォルダを作成し、作成した電磁的記録をその中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。
- (2) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、紙媒体の特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

諮問庁は、上記第3の2及び3（1）のとおり、本件対象文書については、表計算ソフトで電磁的記録として作成し、パソコン内で保管しているものである旨説明しているため、当審査会において本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の記号、番号、年月日、題名、掲載ページ等の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められる。

この点に関し、「海上自衛隊報の発行及び取扱いに関する達」（昭和49年12月27日海上自衛隊達第48号）を確認したところ、その9条において「隊報は、その種類（通達版にあつては分類）ごとに分類し、それぞれ別記様式第3の例による表紙及び背表紙を付し、目録とともに編てつして整理するものとする。」と規定されていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、確かに紙媒体の目録を作成する必要があるとされているが、開示請求時点では、本件対象文書についてはいまだ紙媒体のものを作成していなかったとのことであった。上記「海上自衛隊報の発行及び取扱いに関する達」は、目録の作成時期について特段定

めておらず、また、目録を作成しなければ直ちに業務上の支障が生ずるともい難いことからすると、開示請求時点においては紙媒体の目録を作成していなかったとする諮問庁の上記説明を否定することはできない。

その他、紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子